

事業者の方へ

窓口相談時間変更のお知らせ

令和6年4月から、窓口相談の時間を一部変更します

市街化調整区域の土地利用・建築行為・開発行為についての相談は、**予約優先**です。相談に必要な資料を提示していただいたうえで判断します。また、内容により追加の資料提示が必要となり、回答が後日になることもありますので、ご了承ください。

1. 相談窓口 小郡市役所 都市計画課 建築指導係（西別館2階）
電話 0942-72-2111（内線 353、354）

2. 受付時間 月曜日～金曜日（休日除く）
午前9時～12時 ※予約優先

※午後は現場検査・書類審査等により職員が不在となります。
ご協力のほどよろしくお願いします。

3. 相談時に必要な資料

位置図

公図（字図）

土地の登記事項証明書（登記簿謄本）

建物の登記事項証明書（登記簿謄本）

※許可可能かどうかの判断に必要です。できるだけご準備をお願いします。

■相談時の注意点■

都市計画法の許可（開発許可・建築許可）や、許可不要になる場合等の最終判断は、**福岡県庁都市計画課へ確認**していただきますようお願いいたします。（申請前に一度、事前協議が必要です。）

※福岡県庁都市計画課の窓口は予約制です。（電話 092-643-3715）